



ハワイ州最高裁判所（とカメハメハ大王像） 撮影者：原正和

あけまして
おめでとうございます



新年明けましておめでとうございます。今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

2025年、大阪では半年間にわたり関西万博が開催され、大きな賑わいを見せました。他方で、夏場は歴代一位の酷暑となり、気候変動との関係が指摘されています。暑さ対策を万全にしながら万博会場に赴いた方も多かったのではないのでしょうか。

2025年7月23日、国際司法裁判所は、国際法上、国家は人為的な温室効果ガス排出から環境を守る義務があるとする勧告的意見を発表しました。海面上昇で危機的な影響を受ける島嶼国などの要請が契機となったもので、CO₂の排出削減などの気候変動対策について、各国に国際法上の義務を認めた初めての判断です。条約の締約国ではない国も含め、全ての国が義務を負うとし、また、義務を果たさなかった国は、被害を受けた国に対して法的責任を負うことにも言及しています。気候変動が人権問題であるという認識はもはや世界共通ですが、国際機関により国レベルの法的義務が指摘されたことは非常に大きな意味を持ちます。

気候変動（地球温暖化）の進行は、私達の生存、生活基盤の存立自体を危うくするものです。他方で、国内では、国政選挙の際にも気候変動に関する政策は争点にならず、気候変動対策についての議論の盛り上がりも不十分です。国内では物価高が事業や家計を圧迫し、国外では世界情勢も不安定で、日々懸念事項は尽きません。しかし、気候変動の悪化を食い止めるためには、私達のCO₂排出削減のための強い決意と更なる行動が急務だということを、あらためて意識する必要があります。

大阪関西万博のテーマは「いのち輝く未来社会のデザイン」でした。私達が、真に持続可能な「いのちの輝く未来社会」を生きられるかは、未来を担う一人ひとりの努力にかかっています。当事務所としても、社会的な課題に向き合い、それを解決しようと取り組む主体を、今後とも積極的に支援していきたいと考えております。

弁護士法人 あすなろ

あすなろ法律事務所

弁護士 岩本 朗 弁護士 原 正和 弁護士 石飛優子 弁護士 齊藤優摩

弁護士 黒田祐史 弁護士 和田知彦 弁護士 杉田峻介 弁護士 池田健人 弁護士 室谷悠子

弁護士 平林佳江子 弁護士 中江友紀 弁護士 吉川 叶 弁護士 永田 駿

弁護士 津田浩克 弁護士 池田直樹

弁護士法人 あすなろ 奄美支所

奄美あすなろ法律事務所

弁護士 佐用理紗／事務局一同

離婚後の子の養育に関する民法等の改正 ～特に共同親権について

弁護士 岩本 朗

1 はじめに

離婚後の子の養育に関する民法等の改正が令和8年4月1日に施行されます。この改正は、当事者間の合意等が無くても法的な請求が可能な法定養育費の制度が導入されることなど他にも重要な点を含んでいますが、最も重要な改正内容は離婚後の共同親権の導入であると思われるので、今回は共同親権を中心に紹介します。

2 現行法の規律

まず、現行法における規律を確認しておきます。現行民法では、父母の婚姻中の親権は父母が共同で行使しますが、父母の離婚時には、父母のいずれかを親権者に指定することが必要です(単独親権)。離婚後に父母が共同で親権を行使することは認められておらず、親権者と監護権者を分離することが認められているのみです。監護権者を指定した場合、親権者は親権のうち主に財産管理権を行使することになります。

3 改正の理由

このような現行法の規律については、離婚後、非親権者に認められるのが主に面会交流権にとどまり、非親権者と子どもとの交流や関係が事実上断絶してしまうことがあり、非親権者の権利保障の観点から問題があること、諸外国では離婚後も共同親権が認められている国のほうが多いこと等を理由とする批判がありました。

他方で、例えば夫のドメスティックバイオレンス(DV)で離婚に至ったような事案では、子どもとの面会交流を利用して離婚後も元夫が元妻に接近を図り、元妻が危険にさらされることがあること、DV等がなくとも、離婚に至る経緯において双方の感情的な対立が大きい事案においては、面会交流ですら円滑に実施することが難しいことが多く、さらに進んで親権を共同で行使することになれば、親権行使においても深刻な対立が生じ、子どもの利益が害される事態が生じることなどから、共同親権の導入に反対ないし慎重な意見も強く主張されていました。

今回の改正は、このような意見の対立がある中で、反対論や慎重論が指摘する問題点についても一応配慮したうえで、離婚後の共同親権を認める内容になっています。

4 共同親権についての規律

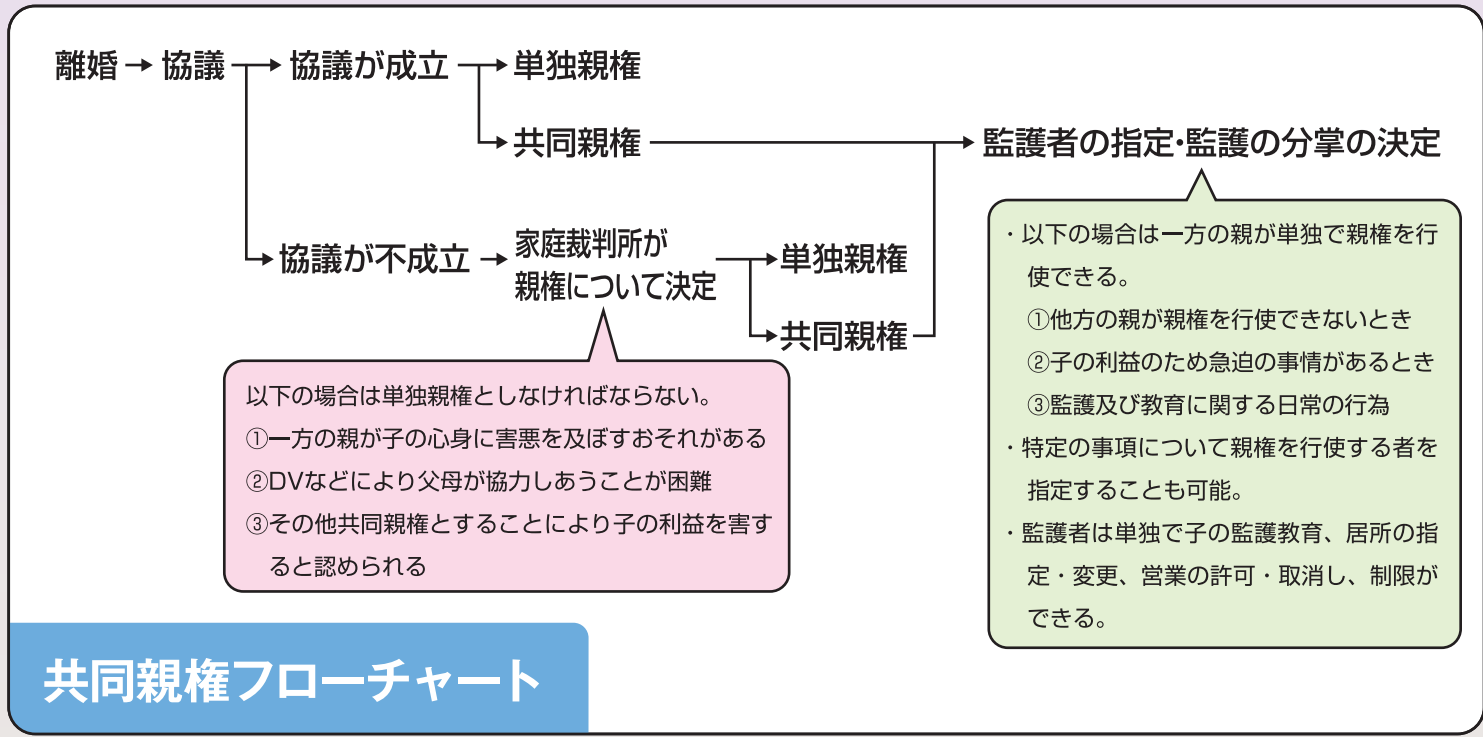
今回の改正により、離婚に際し、子について離婚後も共同で親権を行使する共同親権を合意することが認められることになりました(民法819条1項)。ただし、これまで同様、単独親権を合意することも引き続き可能であり、共同親権が原則になったわけではありません。共同親権の場合ですが、全ての事項について父母が共同で親権を行使しなければならないとすると現実的に不都合が生じるため、①他方の親が親権を行うことができないとき、②子の利益のため急迫の事情があるとき、③監護及び教育に関する日常の行為は一方の親が単独で親権を行使できると定められました(民法824条の2)。

5 裁判所で親権を定める場合の規律

離婚に際し、親権について当事者間で合意することができない場合、最終的には、家庭裁判所において親権について決定することになります。裁判所は、共同親権か単独親権かを判断するにあたって、「子の利益のため、父母と子との関係、父と母との関係その他一切の事情を考慮しなければならない」とされていますが、一定の場合には、共同親権ではなく単独親権としなければならないとされています。具体的には、①父または母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがある場合、②父母間にDV等心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれがあるなど、父母が共同して親権を行うことが困難な場合、③その他父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められる場合には、裁判所は必ず単独親権にしなければならないとされています(民法819条7項)。

6 共同親権下における親権行使について

既に4で説明させていただいたとおり、共同親権下でも主に子を監護する親が一定の場合に親権を単独で行使することが認められていますが、これに加えて、改正法は、新たに、特定の事項について親権を行使する者を指定する手続を設けました(民法824条の2第3項)。例えば、子の進学先について親権者間に意見の対立がある場合に、高校との在学契約の締結等について片方の親権者を親権行使者として定めることが想定されています。ただ、あくまで私見ですが、



子どもの高校進学について子の意思を尊重して合意形成ができないような父母については、そもそも共同親権とすること自体に問題がある(共同親権とすべきではない)と思われる、この仕組みが利用されるのは、やむをえず共同親権の合意をして離婚をした父母の場合などが中心になるのではないかと考えられます。

7 監護者指定に関する新たな制度

現行法においても子の監護者を指定することができる規定がありますが、監護者の権利義務等について法律の定めはなく、また監護の分掌についても法律の定めはありませんでした。

この点について、改正法は、監護者は単独で子の監護教育、居所の指定・変更、営業の許可・取消し、制限をすることができることを定めました(民法824条の3)。また、監護の分掌の仕組みを新設し、父母が子の監護教育等について監護を分担できるようになりました。

この監護者指定を活用する場面としては、離婚時に共同親権にするとして、父母の間でどちらが子を監護するかが争われる場面や、共同親権として離婚した父母の間で、事後的にどちらが子を監護するかについて争いが生じた場合のほか、離婚前の別居状態の間、父母の間でどちらが子を監護するかが争われる場面が想定されます。

監護の分掌については、子の監護を担当する期間を分担する「期間」の分掌と子の監護に関する事項の一部を父母の一方に委ねる「事項」の分掌があり、共同親権の場合にこの仕組みを活用することが想定されます。

8 改正法のもとでの今後の実務的な対応について

新たな制度のもとで、子どもの親権を巡る争いがどのよ

うな様相を呈することになるのか、的確な予想は困難ですが、父母のいずれかが単独親権を求める事案を想定して私なりに具体的に考えてみました。

- ①まず、単独親権とすべきか、共同親権とすべきかが争われる。具体的には、必要的単独親権事由の有無が主に争点になる。
- ②必要的単独親権事由が認められず、家裁が共同親権とすることを検討することになれば、監護者をどちらに指定するのか、監護の分掌を行うのか行わないのか、親権行使者指定をするのか否かが争点になる。

しかしながら、①が激しく争われるような事案では、②に関しても父母間に激しい意見対立が生じる可能性が高いのではないのでしょうか。そうすると、そのような事案では、「父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるとき」にあたるとして、そもそも共同親権が選択されるべきではないように思われます。

こうしてみると、②の監護者指定等が活用されるのは、主に、共同親権を定めて離婚した後に子どもを巡って生じた紛争や、離婚前の共同親権状態で生じた紛争に限られてくるようにも思われます。

改正法において、様々な場面で最も重視されているのは「子の利益」です。親権は、親の子どもに対する権利ではなく、むしろ子どもの成長発達を支えるために親が果たすべき義務の裏付けとしての権限と考えるべきであると私は考えています。父母間の紛争は、ときに子どもの利益の視点を失って激烈化することがあります。改正法のもと、父母間に争いが生じていても、どちらにとっても大切な子どもたちのために、常に子どもの最善の利益を念頭において紛争が解決されることを願ってやみません。

サシバ南へ渡る

弁護士 津田 浩 克



昨 秋、第五回国際サシバサミットが奄美大島で開催されました。日本で繁殖するサシバは、秋から冬にかけて越冬のため東南アジアへ渡っていきますが、そのうち約二千羽が奄美大島で冬を過ごすといわれています。幼い頃から耳にしてきた「ピークィ」という澄んだ鳴き声も、いまでは絶滅危惧種に指定されるほど、その数を減らしています。渡りのルートにあたる国々の人々が危機感を共有し、渡りの実態解明と保護に向けて力を合わせているのです。

気候変動をはじめとする地球環境の悪化は、生物多様性を脅かし、人類の生存基盤にも影を落としています。近年、熊の人里への出没が頻発するのも、奥山の荒廃という環境変化が一因とされています。次の世代に豊かな自然を引き継ぐためにも、私たち一人ひとりが小さくとも声を上げ、行動していくことが大切だと感じます。

本年も、山の呼ぶ声に誘われながら自然と向き合う時間を大切に過ごしたいと思います。

皆さまにとっても、健やかで実り多い一年となりますようお祈り申し上げます。

ニシンサケマスタラカニコンブ

弁護士 岩 本 朗



子 ども時代、私の故郷の北海道の海産物はこの並びで暗記させられたものですが、気候変動に伴う海水温の上昇や海流の変化、乱獲などによって、昭和30年代に獲れなくなってしまった^{にしん}鯨は別としても（近時は若干資源が回復傾向）、鮭は放流のための採卵量の確保が危ぶまれるほどの不漁、私の大好きな毛蟹も不漁、昆布も品質が低下して持続可能性が危ぶまれる状況です。和食を中心とした日本の豊かな食文化は海の恵みがあってこそ。これからも美味しいものを食べ続けたい私を含む食いしん坊は、二酸化炭素排出削減を中心とした気候危機対策にもっと真剣に取り組まなければなりません。

人生の減入る5ラウンド後？

弁護士 池 田 直 樹



還 暦で始めたギターの発表会に出た。前回は3人の合奏、今回は「ハウルの動く城～人生のメリーゴーランド」の独奏。300回以上は練習した。9月末の国際会議への出張中、ベルリンフィルの隣の楽器ミュージアムで、自由に弾いていいギターを見つけてこそこそ練習もした。それでも檀上で40人を前にすると呪いがかったように膝が震え手がこわばった。のろいテンポでミスしながら和音も濁って終了。先生は「最後まで止まらなかったのはすごい」と慰めにならないコメント。人生の恥ずかしい記憶がグルグル回りだす。穴があったらハウル？いえ、ソフィーは彼のハートを掴んで呪いがとけて18歳に戻ったのです。今後目指せ、智と心と若さ！念のためHowlの意味を調べてみた。（負け）犬の遠吠えだった…ワオーン♪



ハワイで勉強

弁護士 原 正 和



昨 年も、秋に、現地の弁護士さんの協力を得てハワイ（ホノルル）でセミナーをしてきました。今回で3年連続となります。今回のテーマは離婚と相続で、そのうち離婚については、Hawaii Tax Instituteという団体が主催する大きなセミナーでも話をさせて頂きました。毎回、セミナーに参加される方々と話をすることで自分自身の勉強になるとともに、大きな刺激をもらっております。今回については、ハワイ州の裁判官2名とハワイ大学ロースクールの教授たちともお話をする機会がありました。アメリカは日本よりも法曹一元が徹底しており、私がお会いした裁判官も、検察官や会社法弁護士を経た方々でした。お二人とも、より良い社会のため、公益のためという使命感をもって裁判官として生き生きと働いておられ、気さくに色々とお話もして頂き、大変感銘を受けました。セミナーでは私が話をさせて頂いていますが、ハワイでは逆に私自身も色々勉強をさせて頂いています。

詐欺電話にご注意ください

弁護士 石 飛 優 子



警 察官を騙る詐欺電話が問題になっています。私の身の回りでも複数、実際に電話がかかってきたという方がいらっしゃいます。自分は大丈夫、と思っていても、いざ、そのような電話がかかってくると、本当に警察だったらどうしようと心配になり、やりとりしてしまうのは無理ありません。

知らない番号からかかってきた電話は取らない、というのが基本ですが、間違って電話を取ってしまった場合でも、警察署、担当部署、および警察官（と名乗る人物）の氏名を聞き取ったうえで、「確認します」とだけ伝えて静かに電話を切ってください。そのうえで、当該警察署の連絡先を調べて電話し、事実確認するのが良いでしょう。

電話番号と氏名がセットで流出しているようです。皆さん、お気を付けください。

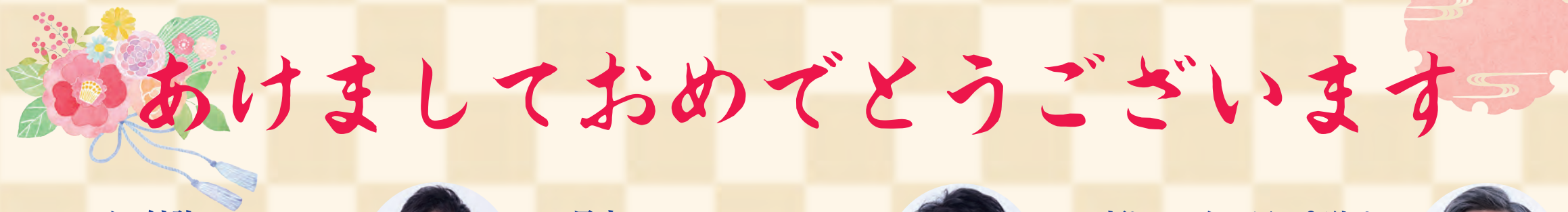
月日の流れ

弁護士 齊 藤 優 摩



新 年明けましておめでとうございます。年齢を重ねるほど月日の流れが早く感じられ、気づけば一年が駆け抜けていきました。昨年の始まりがつい先日のことのように、まさに光陰矢の如しと実感する毎日です。年を取るごとに時間が早く感じられる理由には諸説あるようですが、新しい刺激や挑戦の頻度が関係しているとも言われています。

本年は、あっという間に過ぎていく時間の中でも、月日の流れが少しでも長く感じられるよう、一つ一つの出会いや経験を大切に、新たなことに対する挑戦などを積み重ねていきたいと考えております。本年もどうぞよろしく願い申し上げます。



星空ツアー

弁護士 黒 田 祐 史



8 月、日本一の星空と言われる長野県の阿智村を訪れ、星空ツアーに参加してきました。ゴンドラに30分ほど揺られて高原に行き、そこにシートを敷いて寝転んで星空を見上げました。

当日は、無事に晴天で普段は見ることのできない星を沢山見ることができました。ただ、満月に近い月が出ていたため、その光の影響で見られない星も沢山あったようです。都会にしていると感じませんが、月の光の影響力はすごいのだなと気付かされました。

スマホを空にかざすと、星の現在の位置が全て表示される無料アプリがあり、星についての知識が乏しくても、星の名前がすぐに分かるので大変便利でした。

子どもが30分ほどで飽きてしまったので、中々ゆっくりというわけにはいきませんでした。草むらに寝転んで星空を見上げて楽しむ時間はなかなか贅沢なものでした。

新しい一年に思いを馳せて

弁護士 和 田 知 彦



新 年明けましておめでとうございます。振り返ると、2025年もあっという間に過ぎてしまい、年々一年の早さを実感しています。昨年は久しぶりに海外に出かけ、新しい文化や景色に触れることで、世界の広さや活力を肌で感じる事ができました。国内では大阪万博にも足を運び、世界中の国々が集まる場でたくさんの刺激と感動をもらいました。こうした経験を通して、日々の時間を大切に、やりたいことは後回しにせず行動しようと改めて思いました。2026年も、気になる場所や人との出会いを楽しみながら、充実した毎日を過ごせたらと思っています。皆さまにとっても笑顔あふれる素敵な一年になりますように。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

ソーラーシェアリング

弁護士 杉田 峻 介



太 陽光発電に「ソーラーシェアリング」という形態があります。農地の上に人の背丈以上の高さのある架台を立て、その上に隙間のある形で太陽光パネルを設置し、下部の農地では作物を育て、その上では発電を行うという形です。以前は農地法の規制により困難だったのですが、支柱部分の土地につき「一時転用」を許可するという理屈で認められるようになり、少しずつ広がりつつあります。耕作放棄地の活用も期待されていますが、要件の厳しさや耕作の担い手不足など課題も少なくありません。

縁あってご協力いただける農地所有者の方がおられ、このたび、再エネに取り組む弁護士有志で、ソーラーシェアリングでの発電事業をやってみようというプロジェクトを始めました。自分たち自身が事業主体になって取り組んでこそ、法規制や運用面での様々な課題に向き合いつつそれを克服する方法を検討できるのではないかと思います。今後、また進捗をご報告したいと思います。

メジャーリーグのすごさ

弁護士 池田 健 人



ド ジャースのワールドシリーズ連覇や日本人選手の活躍も記憶に新しいところです。

メジャーリーグのすごさというと、球速や飛距離などフィジカル面が語られますが、市場規模の違いが最も大きいのではないのでしょうか。

メジャーリーグの2025年の売上は約1兆9000億円、スポンサー収入だけで約3100億円と言われており、日本のプロ野球の売上が約2000億円であることと比べると圧倒的な差があります。

市場規模の違いが選手の年俸の差にも繋がっており、日本からの人材流出も更に加速していくでしょう。公認選手代理人として微力ながら日本プロ野球に関与している立場として、少しでも日本プロ野球の発展に寄与していきたいものです。

パクチー栽培

弁護士 中江 友 紀



自 宅のベランダで野菜を栽培しています。ねぎ、ルッコラ、水菜などを育てて収穫してきました。プランターでの栽培のため、小ぶりに育ちますが、成長と収穫の喜びは十分にあり、さっと収穫して食卓に彩りを添えることができることもあって、とても楽しく栽培しています。

うまく育てることができていないのが、パクチーです。本葉がそれなりに出てくるところまではよいのですが、茎が蔓のようにひょろひょろと地を這い、スーパーで売っているようなシャキッとしたパクチーに育ってくれません。

ベランダに小さなパクチー畑を作ること目標に、あきらめず試行錯誤をしていきたいと思います。もしパクチー栽培のコツをご存知の場合には、ぜひ教えていただければ嬉しいです。

ついでに 朔日詣り

弁護士 佐用 理 紗



新 年あけましておめでとうございます。
皆さまは、初詣には行かれたでしょうか。

私は昨年から、毎月初めに近くの神社にお参りするようになりました。平日は仕事があるため、必ずしも毎月1日にお参りできているわけではないのですが、できるだけ第1週の土日のどちらかに行くようにしています。

月の初めの日(1日)に氏神様にお参りすることは、朔日詣りと呼ばれているそうです。月を区切りとして神社にお参りすることで、気持ちのリセットされ、すがすがしい気持ちで新たな月を迎えることができるような気がしています。本年も続けていきたいです。

SNS狂騒曲

弁護士 室谷 悠 子



環 境問題を扱うため情報発信をすることがありますが、知事選挙や国政選挙の結果にYouTube等のSNSが大きく影響し、これらが主流となる価値観や社会の常識を作り出すようになっていくことをはっきり実感し、戸惑いを感じています。「オールドメディア」と揶揄されるテレビや新聞は、今やSNSを意識し、後追いの形で報道をつくっているように見えます。

「炎上」を狙い、真実を伝えることより、多くの注目を集めることに重きを置いた大量の発信源からの情報が散乱するSNSがつくる社会はどのようなものか、どのようなスタンスでSNS時代を生きるべきか。社会学研究室出身者としては、漠然とでもこのメディアの本質を捉えたいと思っており、よい本とかあればご紹介いただけると嬉しいです。

絶対音感？

弁護士 平林 佳江子



幼 稚園から小学校の頃にかけてエレクトーンを習っていたおかげか、私は多少の絶対音感(?)があります。複雑な音を全部聞き分けることはできませんが、比較的簡単な曲であれば、初めて聴いた曲でも楽譜なしでドレミが分かるので、音楽を聴いて目の前にピアノがあれば簡単な和音とともにそのメロディーを再現できます。ところが最近、年のせいか、どうも音の聞き分けがうまくできていないと思うことが増えてきました。この音はG7だなと思って、うまく聞き取れておらず、実際は別の和音だった、というようなことです。何事も年齢のせいにはしたくはありませんが、人間、年々と音を聞き取る聴力も衰えていくのだなと感じざるをえません。とはいえ、今でも趣味程度にピアノを弾くのは好きですし、海外留学中はストリートピアノを見つけては、日本の曲を弾いていました。「年齢」には負けず、今年も新たな曲を弾くことに挑戦したいと思います。

弁護士3年目に突入

弁護士 吉川 叶



新 年あけましておめでとうございます。
気付けば弁護士3年目に突入していました。

全く自慢できることではないのですが、弁護士になった当初は、両手の人差し指でキーボード入力をしていたのですが、最近は少しずつ画面を見ながら(キーボードをノールックで)キーボード入力することができるようになりました。

まだ、完璧にブラインドタッチをできるわけではないのですが、2年かけてようやく人並みにパソコンが使えるようになりました。

師匠である齊藤先生からたまにキーボードの機能について教わっており、着々とキーボード入力の腕を上げています。

この調子で弁護士3年目も頑張ります(?)

2年目の生活

弁護士 永田 駿



新 年あけましておめでとうございます。
昨年は、弁護士として2年目の年でした。日々の業務に追われる中で気付けば1年が経っており、本年もそうなる気がしていますが、忙しく過ごすだけでなく、自分の身になるよう研鑽を積んでいかなければならないと年初から自戒しております。

昨年は、父としても2年目を迎えた年でした。この前生まれたばかりだと思っていた息子が気づけば歩いており、最近は、言葉もきちんと通じていて、成長が早いと驚くばかりです。

本年は、息子に負けず、私自身も周りから驚かれるほど成長する1年にできればと思っておりますので、本年も何卒よろしくお願い申し上げます。



あけましておめでとうございます





奄美あすなろだより

任意後見契約公正証書の作成にあたって

弁護士 佐用 理紗



住用町山間のハマイヌビワ 撮影者：佐用理紗

最近、奄美で公正証書遺言や公正証書による委任契約・任意後見契約など公正証書に関するご相談を受けることがあります。ご自身の判断能力が十分でなくなった場合に備えて、ご自分で決められるうちにいろいろと決めておきたいというお考えがあるのだろうと推察します。確かに遺言で財産をどのように分けるかを生前に決めておいたり、判断能力が不十分になった場合に備えて任意後見契約などを締結しておいたりすることで、争いなどを未然に防ぐことができるという面はあります。

一方で、特に任意後見契約については、誤解が多いような気がしますので、注意点等をお伝えできればと思います。任意後見制度とは、ご本人（委任者）が自分の判断能力が十分でうちに、予め後見人となってくれる人と任意後見契約を締結し、そこで選任しておいた任意後見人に、将来、自分が認知症等で判断能力が不十分になったときに支援を受ける制度です。まず、任意後見契約については、必ず公正証書で作成する必要があります。そして、任意後見契約公正証書を作成したらすぐに効力が発生するのではなく、ご本人の判断能力が不十分になったときに裁判所に任

意後見監督人選任申立をして、任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が発生することになります。「ご本人の判断能力が十分でなくなった場合には、任意後見監督人を選任することが必要ですよ」とご説明すると、「契約さえ締結していればよいと思っていた」「知らなかった」などと言われることが非常に多いです。

また、任意後見契約を作成されるご本人（委任者）が会社の経営者で会社の株式を保有している場合などには、代理権目録についても注意が必要です。標準的な代理権目録には、保有株式の譲渡、議決権の行使などの代理権が入っていません。任意後見人は、代理権目録に記載されているもののしか代理権がありません。そのため、標準的な代理権目録で任意後見契約を締結した場合、ご本人の判断能力が十分でなくなったときに、いざ任意後見人に任せようとしても、代理権目録に株式の譲渡、議決権の行使などの項目を入れておかないと、ご本人は会社の株式を後継者に譲ることができず、株主総会で議決権を行使することもできないという状態になってしまうことがあります。そのような場合に、どうしても会社関係の対応をしなければならないとなると、せっかく任意後見契約を締結して、この人に任せたいと任意後見人を選んでいても、任意後見人では対応できず、結局は網羅的な代理権を有する成年後見人の選任をしないと対応できないという場面が生じる可能性があります。

そのため、任意後見契約を締結する際には、ご本人の属性やニーズに合致した代理権目録を定める必要があります。任意後見契約の締結をお考えの際には、標準的な代理権目録をそのまま使用されるのではなく、ご自身の属性やニーズにあった代理権目録になっているのかどうか、ぜひご検討いただければと思います。



宇検村市街地 撮影者：佐用理紗

JELFみどりの遺言

日本環境法律家連盟

詳しくは検索：「みどりの遺言」にて

寄付文化が広がりつつあります。犬・猫の命を救うクラウドファンディングや、遺贈や相続寄付に接する機会が増えてきました。気候正義訴訟（東京）やダイキ

ンPFAS公害調停（池田直樹が団長）などの環境事件でも寄付を広く募っています。他方、1人暮らしの方に対して死後事務委任とセットに遺産を事業者に寄付させる怪しいサービスにはご用心。次世代や地球のために、信頼できる団体へのみどりの遺言に一步踏み出しませんか？



お知らせ

当事務所（大阪・奄美）は、1月6日（火）から平常通り業務を開始いたします。

